

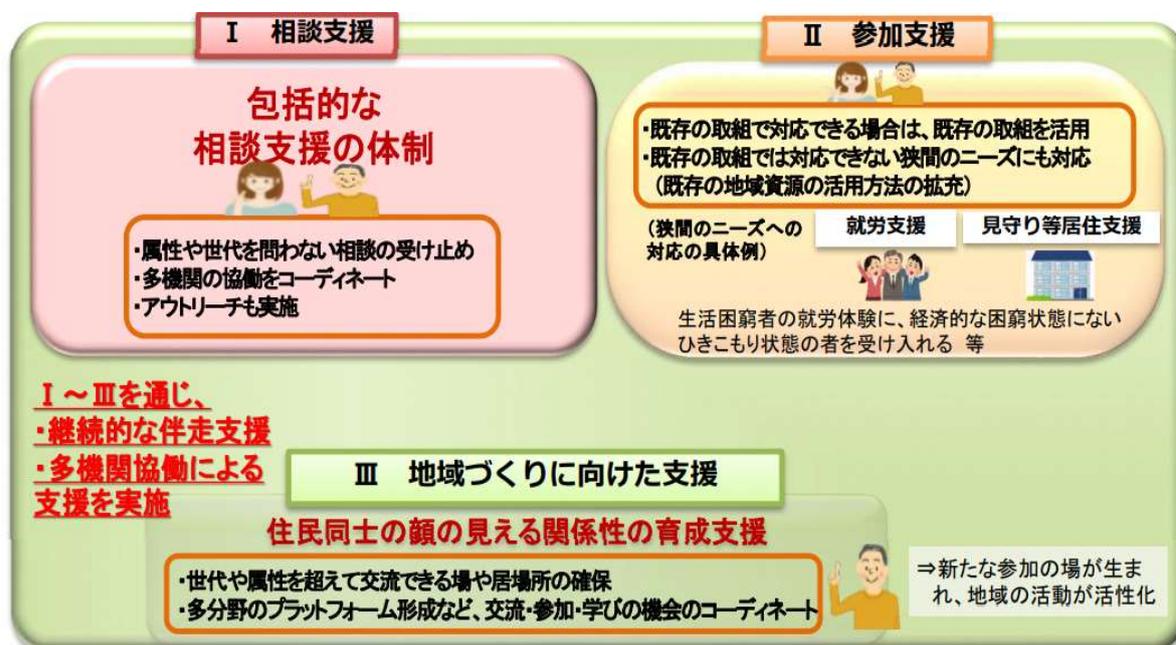
八戸市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画 【概要版】

1. 計画の基本的考え方

（1）計画策定の背景と目的

- ・近年、社会構造が大きく変化し、家族内や地域内の支援力が低下する一方、例えばダブルケアや8050のような複合化・複雑化した課題を抱える世帯や、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応などが、新たな課題として顕在化してきました。
- ・こうした課題に対処するため、令和3年4月、社会福祉法が改正され、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- ・当市では、第4期八戸市地域福祉計画の基本理念である「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせる地域づくり」のもと、地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施することとし、その移行準備及び実施体制等を定める本計画を策定するものです。

重層的支援体制整備事業イメージ図



資料：厚生労働省

（2）計画の位置付け

- ・本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づくものです。
- ・八戸市地域福祉計画の附属計画として位置付け、高齢、障がい、子育てなどの様々な保健福祉分野の関連計画との整合を図るとともに、八戸市社会福祉協議会が策定する「八戸市地域福祉活動計画」とも連携を図っていきます。

(3) 計画の期間

- ・本計画の計画期間は、令和7年度（移行準備）から令和8年度（本格実施）の2年間とし、以降は、第5期八戸市地域福祉計画（計画期間：令和9年度～令和13年度）と一体的な策定を予定しています。

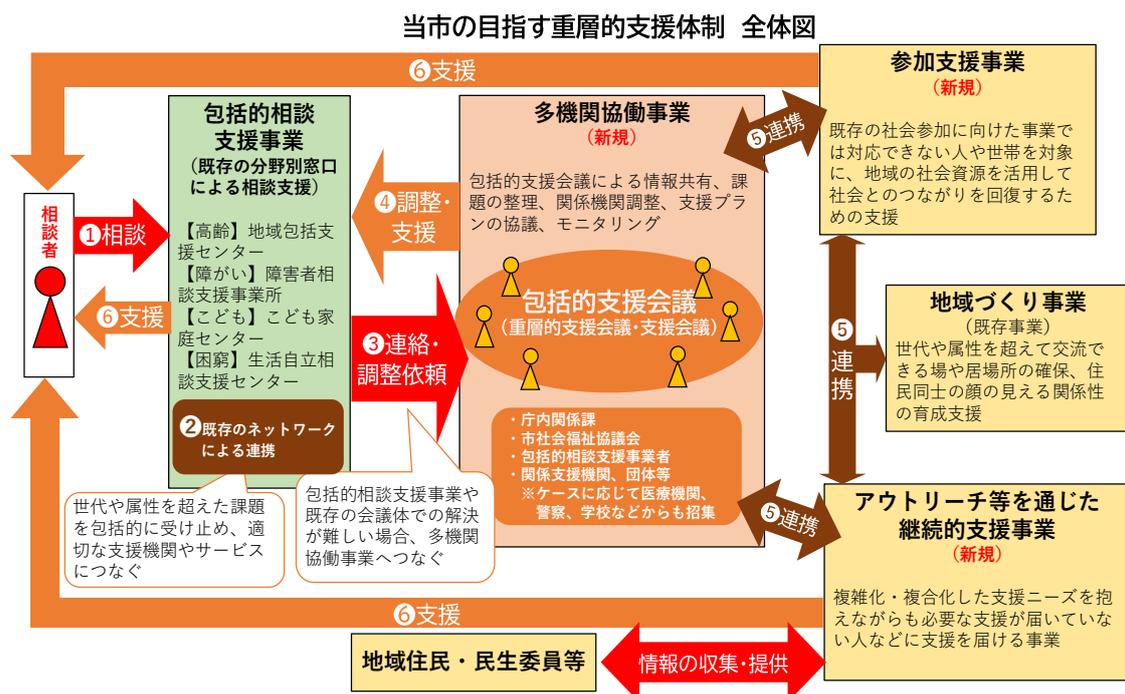
(4) 重層的支援体制への移行に係る課題

- ・当市ではこれまでも、複雑化・複合化した課題を抱えたケースについて、各分野の相談支援機関や、関係機関との連携ネットワーク及び既存の会議体により対応していますが、関係課・機関間の調整に多大な時間と労力を要するケースや、相談者から訴えがないことにより、相談者やその世帯が抱える課題を担当外の分野にわたって包括的に聞き出し、サポートするまでは至らないケースなどが潜在しています。
- ・このような課題に対応するためには、既存の分野別相談支援体制の専門性を維持しながら、複雑化・複合化した課題を包括的に受け止め、課題を解きほぐした上で確実に支援につなげる体制の構築が必要です。

2. 実施内容及び実施体制

(1) 当市における重層的支援体制整備事業の実施体制

- ・当市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活かしながら、それらを支える新機能（多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）を整備することで、各事業が相互に連携し、対象者を支援する体制の構築を目指します。
- ・令和7年度は移行準備事業として、包括的相談支援事業に関わる機関の連携体制の強化・構築と、多機関協働事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に取り組みます。
- ・令和8年度からは、5つの事業の一体的な本格実施を目指します。



(2) 包括的相談支援事業

- ・高齢、障がい、こども、生活困窮各分野の既存の相談支援体制を維持しつつ、他分野の相談を受けた場合には、適切な相談支援機関や利用可能な福祉サービスの情報提供やつなぎを行うほか、単独の支援機関では解決が困難な事例については、地域の様々な支援関係機関との連携を図り、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

○実施体制

分野	事業
高齢	地域包括支援センター
障がい	相談支援事業
こども	利用者支援事業
生活困窮	自立相談支援事業

(3) 多機関協働事業

- ・複雑化・複合化した多分野にわたる課題があり、単独の支援関係機関での対応が難しいケースや、支援機関間で役割分担や課題の整理をする必要があるケースでは、包括的相談支援事業等から多機関協働事業者へつなぎます。
- ・支援関係機関からつながれたケースについて、包括的支援会議（重層的支援会議・支援会議）を開催し、支援プランの作成、評価、関係機関間の役割分担等を協議します。
- ・支援プランの決定後は、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。

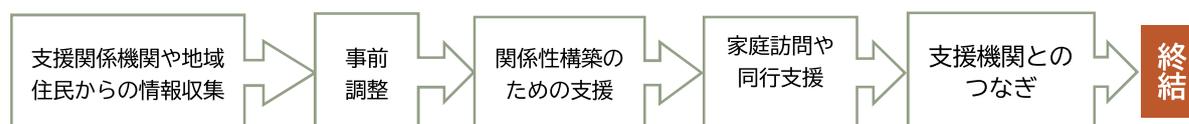
〈支援フロー〉



(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・複雑化・複合化した課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な方や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気付いていない方など、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、地域住民や支援関係機関と連携し、伴走しながらつながり続ける支援を実施します。

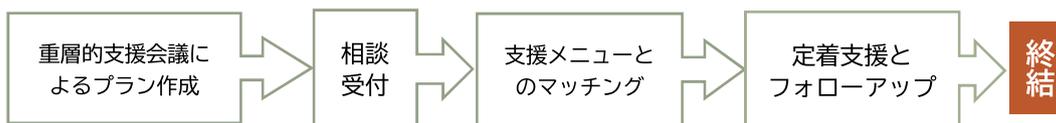
〈支援フロー〉



(5) 参加支援事業（令和8年度～）

- ・既存の各制度の支援では対応できない複雑化・複合化した課題を抱えた方や世帯のニーズに対応するため、利用者の希望や課題を把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などの調整を図るとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。
- ・マッチング後は、本人の状態やニーズに沿った活動ができているか継続的な見守りを行うほか、受入先の悩みや課題等に対する支援を実施します。

〈支援フロー〉



(6) 地域づくり事業

- ・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の事業の取組を生かしながら、各分野での交流の場や居場所において、世代や属性を超えた受入れの拡充など、多様な活動が生まれやすい環境整備を推進します。

○実施体制

分野	事業名
高齢	地域介護予防活動支援事業
	生活支援体制整備事業
障がい	地域活動支援センター事業
子ども	地域子育て支援拠点事業
その他（生活困窮）	ほのぼのコミュニティ 21 推進事業

3. 包括的支援会議（重層的支援会議と支援会議）

- ・当市では、多機関協働事業において必置である「重層的支援会議」に加え、社会福祉法第106条の6に規定された「支援会議」の両機能を包含する「包括的支援会議」を設置します。
- ・包括的支援会議では、支援関係機関間の役割分担や、多機関協働事業者等が作成した支援プランの適切性の検討、プラン終結時の評価、社会資源の把握と充足に向けた検討などを行います。

○重層的支援会議と支援会議

項目	重層的支援会議	支援会議
出席者への個人情報共有に関する本人同意	必要	不要

協議内容	①支援対象者に対する個別の支援プランの協議・決定 ②プラン終結時における支援の経過と成果の評価・検証 ③参加支援事業のプラン作成時に、個々のニーズに対応する社会資源の不足が把握された際、社会資源の開発等に向けた取組の検討	①本人同意が得られる前の潜在的課題を抱えた事例についての情報共有 ②予防的・早期の支援方針の決定 ③緊急性が高い事案への対応検討
参集者	○庁内関係課（福祉政策課、包括的相談支援事業の所管課） ○包括的相談支援事業者 ○多機関協働事業者 ○アウトリーチ等を通じた継続支援事業者 ○参加支援事業者 ○その他ケースに応じた支援関係機関（福祉サービス提供事業者、医療機関、学校、警察等） ※重層的支援会議は多機関協働事業者、支援会議は福祉政策課が主催	

4. 連携体制の構築と計画の推進

(1) 連携推進のための取組

- ・特に包括化する4分野（高齢・障がい・こども・生活困窮）間の連携を強化し、一体的に事業を実施するため、「つなぐシート」や相談機関一覧表の作成や、制度理解のための研修会等を実施します。
- ・事業全体の進捗状況や施策をより効果的に進める上での課題整理を行うため、関係各課及び重層的支援体制整備事業担当課（福祉政策課）で構成する庁内連携会議を設置します。
- ・事業の推進にあたっては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、他分野の支援関係機関や事業者に対しても、事業全体の周知、理解促進のための取組を行います。
- ・各相談支援機関での他機関へのつなぎの平準化のため、相談内容に応じたつなぎ先や支援メニュー（制度やサービス）を共有できるツールの導入や、包括的支援会議の開催にあたっては、オンラインやハイブリッド形式による開催も検討します。

(2) 計画の評価と進行管理

- ・施策の着実な推進のため、年度ごとに実施状況を確認した上で、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じて施策の充実や改善を図りながら、円滑かつ効果的な事業の実施に努めていきます。
- ・実施計画の評価にあたっては、毎年度、地域福祉計画の進捗状況評価時に合わせ、八戸市健康福祉審議会及び社会福祉専門分科会へ報告し、評価を得ることとします。また、その結果については、市ホームページなどを通じ広く公開します。